

## 再エネ等を活用した水素社会推進事業実施要領（案）

## 第1 目的

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）（以下、「補助金」という。）交付要綱（平成29年 月 日付け環水大自発第 号、以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業を行うことにより、再生可能エネルギーの導入拡大及び燃料電池自動車の普及促進を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とする。

## 第2 事業内容

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、再エネ水素ステーション又は燃料電池産業車両の導入又は活用を行う事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

## 第3 定義

この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるものであって、次のいずれかに該当するもののことをいう。
  - ア 自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車
  - イ 特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車又は原動機付自転車
  - ウ 構内で使用する産業車両
- (2) 「再エネ」又は「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。
- (3) 「水素ステーション」とは、燃料電池自動車に水素を供給する設備をいう。
- (4) 「再エネ水素ステーション」とは、水又はバイオマスを用いて製造された水素を供給し、かつ当該水素が製造される際に要する電力の全量相当分を再生可能エネルギーで賄われている水素ステーションをいう。
- (5) 「燃料電池産業車両」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフト（以下、「燃料電池フォークリフト」という。）をいう。

## 第4 補助金の交付事業

### (1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

### (2) 間接補助金の交付の対象等

#### ア 地域再エネ水素ステーション導入事業

##### ① 対象事業の要件

再エネ水素ステーション導入事業（水素ステーション一式及びその設置費用）及び再エネ水素ステーションを活用した燃料電池自動車初期需要創出活動を交付の対象とし、水素ステーションの新設のほか、既設の設備を移設、増設、改造する場合にも交付の対象とする。

ただし、ソーラーパネルや風力発電等の再生可能エネルギーシステムを既に保有し、かつ、電力として活用可能な場合には、再生可能エネルギーシステムを交付の対象としない。

間接補助事業は原則、以下の事業ごとに該当する要件を全て満たすものであることとする。

##### ○ 再エネ水素ステーション導入事業

一 製造した水素をその場で燃料電池自動車に供給するものであること。

二 第3(1)アに該当する自動車への水素の充填については、圧縮水素充填技術基準 J P E C - S 0 0 0 3 ( S A E - J 2 6 0 1 ) に準拠していること。ただし、当該基準に準拠していない場合には、水素ステーションの供給者、設置者及び運営者並びに自動車会社の間で協議して合意が得られていること。

三 導入箇所については、近隣に商用の水素ステーションがあること、商用の水素ステーションの建設計画又は構想があること等、再エネ水素ステーションを導入することで燃料電池自動車の普及に相当程度資する可能性がある地域であること。ただし、構内で使用する産業車両など、その使用拠点において自家消費するのが通例である場合については、この限りでない。

四 燃料電池自動車を複数台導入し、そのカーシェアリング、貸出等を行う計画を立てることにより、近隣の企業、団体、住民等が当該自動車を利用することで、燃料電池自動車の認知度向上を図ること。ただし、構内で使用する産業車両など、その使用拠点において自家消費するのが通例であるものについては、その効果を検証することが可能であり、普及に資する可能性があること認められる計画を立てること。

##### ○ 再エネ水素ステーションを活用した燃料電池自動車初期需要創出活動

再エネ水素ステーション導入事業及び平成28年度以前の地域再エネ水素ステーション導入事業により導入した再エネ水素ステーションを活用し、燃料電池自動車のカーシェアリング、貸し出し等を行うことにより、近隣の企業、団体、住民等が当該自動車を利用することで、燃料電池自動車の普及促進に資すると認められる事業であること。

##### ② 間接補助金の交付を申請できる者

地方公共団体、民間団体及びその他の法人（ただし、再エネ水素ステーションを活用した燃料電池自動車初期需要創出活動については、再エネ水素ステーション導入事業及び平成 28 年度以前の地域再エネ水素ステーション導入事業により交付決定を受けた者及びその共同実施者に限る。）

なお、民間団体及びその他の法人とは次に掲げるものとする。

- ア 民間企業（リース事業者含む）
- イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 法律により直接設立された法人
- オ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

### ③ 間接補助金交付額の上限

別表第 3 の第 3 欄に記載のとおり。

イ 水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業

#### ① 対象事業の要件

燃料電池フォークリフトの導入

#### ② 間接補助金の交付を申請できる者

地方公共団体、民間団体及びその他の法人

なお、民間団体及びその他の法人とは次に掲げるものとする。

- ア 民間企業（リース・レンタル事業者含む）
- イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 法律により直接設立された法人
- オ その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

### ③ 間接補助金交付額の上限

一台あたり 500 万円とする。

### （3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第 1 第 5 欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

#### (4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- ② 間接補助金交付先の採否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ③ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- ④ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- ⑤ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- ⑥ 上記に関する付帯業務

#### (5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

#### (6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採否に関する審査基準を委員会の承認を受けて作成するものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 委員会の設置及び運営並びに間接補助金交付先の採択は、環境省水・大気環境局長と協議の上、行うものとする。

#### (7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告をさせるとともに、その返還を命ずるものとする。

#### (8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により導入された設備には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

#### (9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

#### (10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

#### (11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

### 第5 間接補助事業者による事業報告書の提出

(1) 補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度末において再エネ等を活用した水素社会推進事業実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するよう、指示しなければならない。

(2) 補助事業者は、地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金の交付を受けた間接補助事業者に対して、間接補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度末において地域再エネ水素ステーション導入事業における燃料電池自動車初期需要創出活動報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するよう、指示しなければならない。

(3) 補助事業者は、地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金の交付を受けた間接補助事業者のうち、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条、又は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条において認定を受けている設備において、バイオマスを燃焼することで発電した電力により、水素製造に要する電力の全量相当分を賄うとした間接補助事業者に対して、補助金の交付を受けた年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過する年度までの期間、毎年度末においてバイオマス発電等状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するよう、指示しなければならない。

### 第6 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

### 第7 その他

補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成29年 月 日から施行する。

別表第 1

1. 間接補助事業の区分	2. 間接補助事業の内容	3. 間接補助事業対象経費	4. 基準額	5. 交付額の算定方法
1 地域再エネ水素ステーション導入事業	<p>ア 再エネ水素ステーション導入事業</p> <p>イ 再エネ水素ステーションを活用した燃料電池自動車初期需要創出活動</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第3第2欄における補助割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
2 水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業	燃料電池フォークリフトを導入する事業	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	補助事業者が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額と一般的なエンジン車との差額に、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

別表第2

1. 区分	2. 費目	3. 細分		4. 内容
工事費	本工事費	(直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
			労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
			直接経費	次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(ただし、材料費、労務費を除く。)) ④ 委託料、負担金(事業を行うために必要な業務委託等に要する経費)
		(間接工事費)	共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
			現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な



				現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
			一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費			本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費			事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費			事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費			事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費			事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第4に定めるものとする。事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して
号	区分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第3

1. 導入設備・実施活動	2. 補助割合	3. 補助上限額
1 水素製造能力が1日あたり30立方メートル未満の再エネ水素ステーション	3/4	1.2億円
2 水素製造能力が1日あたり30立方メートル以上100立方メートル未満の再エネ水素ステーション	3/4	2億円
3 水素製造能力が1日あたり100立方メートル以上の再エネ水素ステーション	1/2	2.5億円
4 燃料電池自動車初期需要創出活動	1/2	3百万円

別表第 4

1. 区分	2. 費目	3. 細目	4. 細分	5. 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金	—	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費	—	この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料	—	この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料	—	この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費	—	この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。